

議案第 104 号

三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福岡 誠 志

三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例（平成 29 年三次市条例第 3  
2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

温水プール及び浴室	一般	1 回	500 円
	高齢者		400 円
	中学生以下		200 円
	障害者等		0 円

」を

「

温水プール及び浴室	一般	1 回	500 円
	高齢者		400 円
	中学生（満 12 歳の者を含む。）		200 円
	12 歳未満の者		170 円
	障害者等		0 円

」に、

「

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

」を

「

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 4 温水プール及び浴室並びに全館利用の使用料については、入湯税を含むものとする。ただし、温水プール及び浴室の12歳未満の者の使用料については、入湯税は含まないものとする。

」に、

「

- 5 利用者が営利目的の場合は、使用料の3倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、使用料の5倍の額とする。

」を

「

- 5 利用者が営利目的の場合は、使用料の3倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、使用料の5倍の額とする。
- 6 冷暖房機器を使用する場合は、使用料の5割の額を加算する。

」に改

める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の

前日までに納付すべきものについては，なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，この条例の施行日の前日までに支払われた使用料については，なお従前の例による。